

## 第11 年金・手当・貸付を受けるには

### 1 年金・手当

障害者を対象に支給される年金・手当には次のようなものがあります。これらの年金・手当には、それぞれ障害の程度や年齢・所得制限、他の年金との併給制限など、いろいろな支給条件が定められていますので、くわしくは担当窓口にお問い合わせ下さい。

制 度	対 象 者	給 付 額	支 給 制 限
(1) 特別障害者手当 (窓口) ・福祉事務所 ・町村障害福祉担当課	20歳以上の在宅重度重複障害者で日常生活において常時特別の介護を必要とする者	月額 27,980円	・所得制限 ・施設入所 ・3ヶ月を超えて入院している者等
(2) 障害児福祉手当 (窓口) ・福祉事務所 ・町村障害福祉担当課	20歳未満の在宅重度障害児で常時介護を必要とする者	月額 15,220円	・所得制限 ・施設入所 ・障害を理由とする公的年金を受けているとき等
(3) 児童扶養手当 (窓口) ・市町村担当課	父(母)と生計を同じくしていない児童の母(父)や母(父)にかわってその児童を養育している者。 又、父(母)がいても父(母)に下記の障害がある場合 ①概ね身体障害者手帳1級及び2級の一部 ②概ね療育手帳A1,A2(16頁参照) ③その他①②と同程度の障害と認められる者	児童1人 44,140円/月 (所得により 44,130~10,410円/月) 児童2人 54,560円/月 (所得により 54,540~15,620円/月) 以降1人増すごとに 6,250円/月加算 (所得により 6,240~3,130円/月)	・所得制限 ・施設入所 ・公的年金額が手当額より低い場合は、その差額分の手当を支給 ・受給期間が5年を超える場合等には一部支給停止
(4) 特別児童扶養手当 (窓口) ・市町村担当課	下記の障害を有する心身障害児(20歳未満)を養育している者 ①概ね身体障害者手帳1級~3級、4級の一部 ②概ね療育手帳A1,A2及びその他の程度の一部(15頁参照) ③その他①②と同程度の障害と認められる者	・1級 月額 53,700円  ・2級 月額 35,760円	・所得制限 ・施設入所 ・障害を理由とする公的年金を受けているとき
(5) 障害基礎年金 (国民年金の場合) (窓口) ・市町村担当課 第3号被保険者期間中に初診日がある場合は日本年金機構	国民年金に加入している間に初診日のある病気やケガで、国民年金保険法施行令に定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にあるもの。(障害者手帳の等級とは異なります。)	詳しくは市町村担当課、年金事務所へ	・所得制限他 (無拋出の場合)

制 度	対 象 者	給 付 額	支給制限																
(6) 特別障害給付金 (窓口) ・市町村担当課	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等(厚生年金、共済年金等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。 ※なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象外	詳しくは市町村担当課へ	・所得制限他																
(7) 心身障害者扶養共済制度 (窓口) ・福祉事務所 ・町村障害福祉担当課	心身障害者の保護者が加入し、加入者が死亡等の場合に障害者に年金が支給されます。 ①加入者の年齢が、加入年度の4月1日時点で65歳未満であること ②加入者が知的障害者(児)・身体障害者手帳1～3級の身体障害者(児)又はその他の障害が前記のものと同程度と認められる者を扶養していること ③掛金(2口まで加入可) 平成20年度以降加入の方 <table border="1" data-bbox="485 1552 879 2058"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 1552 668 1615">加入年齢</th> <th data-bbox="668 1552 879 1615">掛金(1口あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 1615 668 1677">35歳未満</td> <td data-bbox="668 1615 879 1677">月額 9,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1677 668 1740">35～39歳</td> <td data-bbox="668 1677 879 1740">// 11,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1740 668 1803">40～44歳</td> <td data-bbox="668 1740 879 1803">// 14,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1803 668 1865">45～49歳</td> <td data-bbox="668 1803 879 1865">// 17,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1865 668 1928">50～54歳</td> <td data-bbox="668 1865 879 1928">// 18,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1928 668 1991">55～59歳</td> <td data-bbox="668 1928 879 1991">// 20,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1991 668 2058">60～64歳</td> <td data-bbox="668 1991 879 2058">// 23,300円</td> </tr> </tbody> </table>	加入年齢	掛金(1口あたり)	35歳未満	月額 9,300円	35～39歳	// 11,400円	40～44歳	// 14,300円	45～49歳	// 17,300円	50～54歳	// 18,800円	55～59歳	// 20,700円	60～64歳	// 23,300円	・月額 20,000円 (2口加入40,000円)	
加入年齢	掛金(1口あたり)																		
35歳未満	月額 9,300円																		
35～39歳	// 11,400円																		
40～44歳	// 14,300円																		
45～49歳	// 17,300円																		
50～54歳	// 18,800円																		
55～59歳	// 20,700円																		
60～64歳	// 23,300円																		

## 2 生活福祉資金の貸付

窓 口 | 社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度は、奈良県社会福祉協議会が実施主体となり、資金の貸付を通じて経済的な自立や在宅福祉の向上を図ることによって、住民の地域での安定した生活を支援します。

福祉資金

(令和4年4月1日現在)

資金の種類	主な資金使用目的	貸付限度額
福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技術習得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以内 580万円以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養期間が1年を越えないときは170万円以内</li> <li>1年を越え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内</li> </ul>
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスを受ける期間が1年を越えないときは170万円以内</li> <li>1年を越え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内</li> </ul>
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内

資金の種類	主な資金使用目的	貸付限度額
福祉費	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金	10万円以内

詳細な内容や借り入れ手続等、分からないことは、お住まいの市町村社会福祉協議会もしくは奈良県社会福祉協議会までお問い合わせください。

奈良県社会福祉協議会 生活支援課 電話番号：0744-29-0100(代)